

鏡野町友好都市 交流事業

スイス、イヴェルドン・レ・バン市訪問団来日 ホームステイ受け入れ家庭募集

鏡野町の友好都市スイス、イヴェルドン・レ・バン市からついに訪問団が鏡野町へ来ることとなりました。鏡野町では2泊3日で訪問団を受け入れ、日本の家庭を体験していただくためホームステイを予定しております。

つきましては、広く町民の皆様よりホームステイ受け入れ家庭を募集いたしますのでご協力をお願いいたします。

ホームステイの受け入れを希望されるご家庭の方は、2月20日（月）までに申込用紙を鏡野町役場企画課へ提出してください。

※申込用紙は役場企画課にあります。

※申込み多数の場合は、その際に調整させていただきます。

※受け入れ家庭決定後に2回程度の事前説明会を予定しています。

イヴェルドン・レ・バン市訪問団滞在予定

来町人数：23名

滞在日程：平成18年4月13日（木）から15日（土）まで

なお、来日は4月9日（日）から16日（日）の予定

募集家庭：11家庭

申込期限：平成18年2月20日（月）

【お問い合わせ】鏡野町役場企画課 産賀、ハンクー ☎0868-54-2982



平成18年
2月20日から

振興センターの戸籍事務の 電算処理が始まります。

平成18年2月20日から、奥津振興センター、上齋原振興センター、富振興センターの戸籍事務の電算処理を開始します。

平成17年3月1日の合併時点では、本庁（旧鏡野町）のみ戸籍事務の電算処理を行っていましたが、平成18年2月20日から全町で電算処理を行うことになりました。

各振興センターにおいては下記のとおり変更となります。本庁については、すでに電算化されていますので、従前の通りです。

■証明書の書式はA4判縦型になり、文字は縦書きが横書きになります。

■名称は、戸籍謄本が「戸籍の全部事項証明書」、戸籍抄本は「戸籍の個人事項証明書」と変わります。

■証明書の用紙は住民票と同じ偽造防止用紙になります。

■本籍地の地番に枝番がある場合、「の」の表示を省略します。これは表記上の取り扱いで、地番自体を変更するものではありません。

■氏名の文字の字体は、常用漢字や人名用漢字その他漢和辞典に記載されている字体に統一されます。

お問い合わせ：鏡野町役場町民課住民係または各振興センター住民係

平成18年4月から障害者自立支援法がはじまります。

障害者自立支援法による新しいサービスの仕組み

■介護給付…障害程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

（療養介護、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援）

■訓練等給付…身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）

■自立支援医療費…障害の種類や年齢により異なっていた医療費の仕組みが一本化され、どの障害の人も医療費の1割を支払います。但し所得に応じて上限が決められていて、負担が重くならないようになっています。

■補装具費の支給…補装具の購入や修理にかかる費用の原則1割を自己負担、9割を市区町村が負担します。但し所得に応じて上限が決められていて、負担が重くならないようになっています。

■地域生活支援事業…市区町村が障害者を総合的に支援する体制をつくり相談支援事業等を実施します。

お問い合わせ：鏡野町役場 保健福祉課 福祉係

障害福祉サービス

障害福祉サービスの利用にかかる費用

サービス費用を支え合うため、原則1割を支払います。但し所得に応じて上限が決められていて、負担が重くならないようになっています。残りの9割は市区町村等が負担するしくみです。